

# 住み続けたいまちづくり 学習会



2024. 1. 31  
松風台自治会  
会長 中川久男

わたしたちが暮す緑豊かな低層住宅地「松風台」も、分譲開始から50年を迎えようとしています。

高齢の方も子育て中の方も若い方たちも、「住みやすくいい所だね」ってこれからもずっと思える「まちづくり」をみんなで考えてみませんか？

ぜひ 多数のご参加を！！

## 記

日時 2月17日(土) 14:00~

場所 松風台自治会館 1階集会室

内容 空き家について、その対応策とできることは？

アンケートから見えたまち

これからの松風台とは？ など

主催 松風台自治会 ・ まちづくり運営委員会

協力 茅ヶ崎市都市政策課・景観みどり課

茅ヶ崎市まちづくりアドバイザー 高橋武俊氏

(慶応大学特任准教授)



問い合わせ：まちづくり運営委員会  
副委員長 茂木信男 (0467-52-5082)

茅ヶ崎市

# 「住まいの相談窓口」

こんなことで、困っていませんか？



住宅（住まい）に関して悩んでいる



住む家に困っている（探している）



家を新しく建てたい（新築）



家を建て替えたい（建て替え）



家をリフォームしたい（リフォーム）

市の担当職員が、あなたの要望やお悩みをお伺いし、  
適切な部署、機関へおつなぎします。お気軽にご相談ください。

受付場所 : 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市政策課窓口（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）  
受付時間 : 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00  
問い合わせ : 都市政策課住宅政策担当 電話：0467-81-7181（直通） FAX：0467-57-8377  
メールアドレス : [toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)





空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に。  
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

\\ 空き家発生! / /



**管理不全空家**

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



**特定空家**

そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省